平 成 ２ ７ 年 １ ０ 月 ２ ０ 日
京都市こころの健康増進センター
(担当：中村　TEL075-314-0355)

「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関する受託事業者の公募について
（プロポーザル説明書）

「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関する受託事業者の選定に当たり，公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので，次のとおり提案を募集します。

１　委託業務の目的

「精神保健業務管理システム」とは，①市民からの自立支援医療費（精神通院）の支給認定申請に係る情報，及び当該認定された市民の医療費請求に係る情報の管理，②市民からの精神障害者保健福祉手帳交付申請に係る情報の管理を行うものである。

それらの情報から，①自立支援医療受給者証（精神通院）の発行，医療費請求に係る負担金の計算，給付台帳・給付実績・月報などの帳票の作成，②精神障害者保健福祉手帳の交付及び交付台帳の管理等を行う。

本市では平成１８年に精神保健業務管理システムを開発し，運用しているが，現在のシステムの老朽化が著しい。

また,「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。）の施行に伴い，平成２７年１０月から社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が導入され，本市においては平成２９年７月から国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを利用し，他の行政機関から所得情報等，番号法で定められた特定個人情報を取得することができるとともに，他の行政機関から同システムを通じて情報提供を求められたときは，当該情報を提供しなければならない。

併せて，本市では利便性の向上を図るため，庁内でも情報連携を行う予定である。

精神保健福祉事務は番号法の規定により，マイナンバー制度が導入される対象事務となっており，事務において個人番号を取り扱えるよう，当該システムを改修する必要がある。

このような状況に対応するため，新たなシステムの開発またはパッケージシステムの導入を行うものである。

２　委託業務の内容

⑴　件名
「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理

⑵　委託期間等
契約締結の日から平成２８年３月３１日まで

⑶　委託内容
別添「精神保健業務管理システムの開発・導入・保守管理に関するプロポーザル仕様書」

（以下「仕様書」という。）のとおり

３　契約上限額

金　８，７６５，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
上記金額は，平成２７年度における委託契約の上限金額

４　プロポーザルの参加資格

次の⑴，⑵の要件を満たす事業者であること。

⑴　京都市契約事務規則第４条第１項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第２２条第１項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されていること。

⑵　プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ＩＳＭＳ）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。

なお，契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は，事業者側で定めた代表幹事業者が，上記⑴～⑵を満たしていること。

また，この場合，企画提案書の提出時に「「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関する受託事業に関する協定書」（様式７）を併せて提出すること。

５　応募手続等

プロポーザルに応募するものは，次のとおり，参加表明書，企画提案書等を提出すること。（提出先は，後記「１２　問合せ及び提出先」のとおり）

⑴　関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を，次のとおり交付する。ただし，交付する資料の一部には，機密として取り扱う情報を含むため，「「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関する受託事業者の公募に関する文書，図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式１）に代表者（受任者がある場合はその受任者），管理責任者の記名等及び押印のうえ，持参すること。

ア　交付期間：平成２７年１０月２０日（火）から平成２７年１０月２６日（月）まで
（土曜日，日曜日及び国民の祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし，正午から午後１時までを除く。）

イ　交付場所：後記「１２　問合せ及び提出先」に同じ

ウ　交付書類

㋐　「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関する受託事業者の公募について（本書）

㋑　「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関するプロポーザル仕様書（別紙１）

㋒　「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関するプロポーザル企画提案書作成要領（別紙２）

(ｴ) 提案内容評価要領（別紙３）

(ｵ) 提案内容評価表（別紙４）

※　交付書類（(ｲ)を除く。）及び本書に添付している各種様式については，京都市こころの健康増進センターのホームページ上からもダウンロードできます。

ＵＲＬ：http://kyoto-kokoro.org/

⑵　参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア　提出書類

(ｱ) 参加表明書（様式２）

(ｲ) 会社概要（様式３）

イ　提出部数　　２部

ウ　提出期限

平成２７年１０月２７日（火）１７時まで

エ　提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお，郵送の場合は簡易書留によることとし，上記期限内に必着とする。

⑶　企画提案書等の提出

別紙２「「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関するプロポーザル企画提案書作成要領」に基づき，次の書類を提出すること。

ア　提出書類

(ｱ) 企画提案書（任意様式）

(ｲ) システム機能要件定義書（様式４）

(ｳ) 見積書（様式５）

(ｴ) 経費内訳書（様式６）

イ　提出部数

別紙２「「精神保健業務管理システム」の開発・導入・保守管理に関するプロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

ウ　提出期限

平成２７年１１月５日（木）１７時まで

エ　提出方法

参加表明書等の提出に同じ

⑷　その他

ア　この公募手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

イ　失格となる参加表明書，企画提案書等

参加表明書，企画提案書等が，次の事項の一つに該当するものは，失格となる場合がある。

なお，失格となった場合は，別途通知する。

(ｱ) 提出期限，提出先及び提出方法に適合しないもの

(ｲ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ｳ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ｴ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ　制約事項

(ｱ) 提出書類の作成及び提出に要する費用は，全て提案者の負担とする。

(ｲ) 提出された書類は，事業者の選定以外には，提案者に無断で使用しない。

(ｳ) 提出された書類は，事業者の選定を行う作業に必要な範囲において，複製を作成することがある。

(ｴ) 提出された書類は，提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(ｵ) 提出された書類は全て返却しない。

(ｶ) 提出された書類に対し，必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は，日時及び場所を別途連絡する。

６　本件に対する質問期限及び回答

⑴　質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は，前記「５　応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

⑵　質問期限

平成２７年１０月２９日（木）１７時

※　質問期限後の質問は，一切受け付けない。

⑶　質問方法

京都市こころの健康増進センター（担当：中村）宛に電子メール(kokoro-center@city.kyoto.lg.jp）で問い合わせることとする（様式は任意とする。)。

なお，面談又は電話での質問は一切受け付けない。

⑷　回答日及び回答方法

平成２７年１１月４日（水）までに，参加表明書の提出のあった者全員に対し，質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

７　企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について，次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

⑴　実施時期及び場所

平成２７年１１月６日（金）（予定）

⑵　実施場所

京都市こころの健康増進センター

※　実施日時及び会場については決まり次第，参加表明書の提出のあった者全員に対し連

絡する。

⑶　注意事項等

ア　プレゼンテーションは，実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。

イ　プレゼンテーションの実施時間は，おおよそ４５分以内とし，企画提案の説明時間は，３０分程度，本市からの質問及びその回答時間は，１５分程度とする。

ウ　プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

エ　プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。

オ　プレゼンテーションに必要となるパソコン等は提案者が用意すること。プロジェクターを本市で用意することを希望する場合は，事前に申し出ること。

８　受託候補者の選定に関する審査基準

別紙３「提案内容評価要領」及び別紙４「提案内容評価表」のとおりとする。

９　受託者の決定

⑴　受託候補者の決定

前記「８　受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき，本市が設置する選考組織が，企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い，全ての提案者の順位を決定し，最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

⑵　審査結果の通知

ア　審査結果については，書面をもって通知する。（平成２７年１１月１２日（木）に発送予定）

イ　通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は，平成２７年１１月１７日（火）１７時までに書面にて，京都市こころの健康増進センターまで提出すること。

ウ　提出は持参によるものとし，郵便及び電送（電子メール，FAX 等）によるものは認めない。

エ　提出のあったものについては，平成２７年１１月１９日（木）までに書面をもって回答する。

⑶　受託者の決定

受託候補者と協議し，仕様等契約内容について合意した場合は，契約を締結する。

なお，受託候補者（第一交渉権者）と協議し，合意しなかった場合は，次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

10　契約に関する基本的事項

受託者との契約においては，次の事項を基本とする。

⑴　契約金額

契約金額は，受託候補者の提示価格に基づき，受託候補者と協議のうえ決定する。

⑵　契約内容

契約内容は，仕様書，企画提案書，プレゼンテーションの内容に基づき，受託候補者と協

議のうえ決定する。ただし，提案内容は，実現を確約したものとみなす。

⑶　契約期間

契約の期間は，契約締結の日から平成２８年３月３１日までとする。

⑷　特約事項

ア　企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は，全て受託者の負担とする。

イ　企画提案書等に記載された，保守管理に関する契約は，次年度以降の契約金額を保証するものではなく，予算の範囲内において実施する。

ウ　受託者が，保守管理に関する契約について，企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は，本市に対し，違約金を支払わなければならない。

⑸　再委託の禁止

受託者は，本業務の履行を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，本市が文書により承認した場合はその限りでない。

⑹　契約保証金

免除する。

⑺　成果物の納入及び契約に係る経費の支払

受託者は，成果物を本市に納入する。本市は，成果物について検査を行い，検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは，受託者の請求により，契約に係る経費を支払う。

なお，詳細な支払方法は，本市と受託者が協議し決定する。

⑻　進捗管理

本市は，適宜，進捗状況について評価を行う。その結果，契約の目的を達成することができないと判断したときは，途中で契約を解除することができる。ただし，利用可能な成果物があるときは，その成果物を検査のうえ，検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは，その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

⑼　かし担保責任

ア　本市は，成果物にかしがあるときは，受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し，又は修補に代え，若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ　本市は，本市の定めた履行期限までに，受託者によるかしの修補が困難なため，契約の目的を達成することができないと認められるときは，契約を解除することができる。

ウ　ア及びイは，契約目的物のかしが支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし，受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

エ　ア，イ及びウによるかしの修補，損害賠償の請求及び契約の解除は，引渡しを受けた日から２年以内に行うものとする。

11　契約におけるスケジュール

内　　　容	日　　　　時	備　　　考
関係書類　　交付	平成２７年１０月２０日（火）～１０月２６日（月）	
参加表明書　提出	平成２７年１０月２７日（火）１７時	必着
質問受付締切	平成２７年１０月２９日（木）１７時	必着
質問　回答	平成２７年１１月４日（水）までに順次回答	
企画提案書　提出	平成２７年１１月５日（木）１７時	必着
プレゼンテーション	平成２７年１１月６日（金）	予定
結果　通知	平成２７年１１月１２日（木）	予定
疑義　受付	平成２７年１１月１７日（火）１７時	必着
疑義　回答	平成２７年１１月１９日（木）までに順次回答	

12　問合せ先及び提出先

〒６０４－８８５４
京都市中京区壬生仙念町３０
京都市こころの健康増進センター　担当：中村
電　話：０７５－３１４－０３５５
ＦＡＸ：０７５－３１４－０５０４
メール：kokoro-center@city.kyoto.lg.jp